（様式第４号）

秘密保持誓約書

　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は，「新潟市遠隔操作等キーボックス設置業務プロポーザル（以下「本件」という。）」の秘密保持に関し新潟市（以下「甲」という。）に対し次のとおり誓約します。

（目的）

第１条　この秘密保持誓約書（以下「本誓約」という。）は，甲が本件において開示した情報の秘密保持について誓約するものです。

（秘密情報）

第２条　本誓約において秘密情報とは，甲から乙に対して明確に秘密と指定されて開示される本件の仕様書等の情報で，公には入手できない情報とします。

（適用除外）

第３条　前条にかかわらず，本誓約に関して次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。

　（１）　公知の情報

　（２）　甲から乙が開示を受けた後，乙の責によらないで公知となった情報

　（３）　開示について甲の書面により事前の許可がある場合

（秘密保持）

第４条　乙は，甲から開示された秘密情報を第三者に対して開示又は漏洩しません。また，第三者への秘密情報の開示が真に必要な場合は，乙はあらかじめ甲の書面による承諾を得ることとします。

（目的外使用の禁止）

第５条　乙は，秘密情報を本件のため必要な限りにおいて利用できるものとし，本件以外の目的には一切使用又は利用しません。

（情報の返還）

第６条　乙は，本件の履行完了後，甲から開示・提供を受けた秘密情報（甲の事前の承諾を得て作成した複製物を含む）を直ちに返還します。ただし，甲から別途廃棄等の指示を受けた場合は，その指示に従います。

（損害賠償）

第７条　乙が本誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩し，又は外部に持ち出したことで甲が損害を被った場合，甲は乙に対して損害賠償を請求し，かつ甲が適当とする必要な措置を採ってもかまいません。

（協議事項）

第８条　本誓約に定めのない事項に関しては，別途甲と協議の上，円満に解決を図ります。

（個人情報の保護）

第９条　乙は，本件を履行するための個人情報の取扱いについて，別記「個人情報取扱特記事項」を遵守します。

（情報セキュリティポリシーの遵守）

第１０条　乙は，この契約を履行するに当たり，新潟市情報セキュリティポリシーを遵守します。

誓約日　　　　　年　　月　　日

　　　（乙）所在地

　　　　　　称号又は名称

　　　　　　代表者氏名